

2.7.2 船舶運航動静通知（WMT）

本業務では、港湾管理者に船舶運航動静通知（入港、出港、移動）（以下、「船舶運航動静通知」と呼びます）を提出することができます。本業務では、船舶運航動静通知を登録・訂正・取消することができます。

申請の操作方法については、1.3.2（4）申請業務を参照してください。

表 2.7.2-1 申請が可能な書類の種類

書類	宛先官庁
船舶運航動静通知（入港）の提出	港湾管理者
船舶運航動静通知（出港）の提出	
船舶運航動静通知（移動）の提出	

入力者について

- 入力者は船会社、船舶代理店です。

船舶基本情報について

- 船舶基本情報（内航船）は、申請先への申請を行うことで船舶基本情報の有効期間が一定期間延長されます。

訂正について

- 訂正できる船舶運航動静通知の条件は以下のとおりです。
 - 入力者は船舶運航動静通知を提出した利用者と同一である必要があります。
- 申請済の船舶運航動静通知に対して訂正が行われた場合、届出／申請番号（動静通知番号）には枝番が付加されます。
- 船舶運航動静通知に対する訂正は、最大99回となっています。

取消について

- 取消できる船舶運航動静通知の条件は以下のとおりです。
 - 入力者は船舶運航動静通知を提出した利用者と同一である必要があります。
- 取消を行う場合、港湾管理者に対してあらかじめ連絡することが必要です。

その他、手続きに際しご不明な点につきましては、港湾管理者へお問い合わせください。

<船舶運航動静通知の提出について>

- 以下の帳票を「書類状態確認（WVS）」業務（種別：帳票情報）で確認できます。
* 帳票を確認できる期間は、下記の表の条件から 14 日間（土日祝含む）です。

表 2.7.2-2 書類状態確認（WVS）（種別：帳票情報）業務で確認できる帳票

条件	帳票名
港湾管理者が船舶運航動静通知（入港）に対して回答を行った場合	船舶運航動静通知（入港）回答情報
港湾管理者が船舶運航動静通知（出港）に対して回答を行った場合	船舶運航動静通知（出港）回答情報
港湾管理者が船舶運航動静通知（移動）に対して回答を行った場合	船舶運航動静通知（移動）回答情報

- 以下の帳票が宛先官庁に出力されます。

表 2.7.2-3 宛先官庁に出力される帳票

条件	帳票名	出力先
港湾管理者への船舶運航動静通知（入港）提出の場合	船舶運航動静通知（入港）提出情報	港湾管理者
港湾管理者への船舶運航動静通知（入港）情報が訂正または取消された場合	船舶運航動静通知（入港）訂正・取消情報	港湾管理者
港湾管理者への船舶運航動静通知（出港）提出の場合	船舶運航動静通知（出港）提出情報	港湾管理者
港湾管理者への船舶運航動静通知（出港）情報が訂正または取消された場合	船舶運航動静通知（出港）訂正・取消情報	港湾管理者
港湾管理者への船舶運航動静通知（移動）提出の場合	船舶運航動静通知（移動）提出情報	港湾管理者
港湾管理者への船舶運航動静通知（移動）情報が訂正または取消された場合	船舶運航動静通知（移動）訂正・取消情報	港湾管理者